

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

琵琶湖森林づくり県民税条例(平成 17 年滋賀県条例第 40 号。以下「県民税条例」という。)付則第 6 項の規定に基づき、同条例の規定について検討を行った結果、本県の森林を取り巻く課題に対応し、琵琶湖森林づくり基本計画(以下「基本計画」という。)に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、同条例は現行制度のまま継続するとともに、基本計画の次回の見直し時期と同時期となる 5 年後を目途に再度検討を行うこととするため、同条例の一部を改正しようとするもの。

2 琵琶湖森林づくり県民税の概要

目的	琵琶湖森林づくり県民税(以下「県民税」という。)は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、「環境重視」と「県民協働」の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するために設けているもの。		
課税方式	県民税均等割超過課税方式 (県民税均等割の標準税率に一定額を加算)		
納税義務者	個人：1 月 1 日現在で県内に住所等のある個人 法人：県内に事務所等のある法人等		
税率	個人：800 円(標準税率 1,000 円) 法人：法人県民税均等割の標準税率の 11%相当額		
	資本金等の額による区分	税率	(標準税率)
	下記以外の法人(均等割非課税法人除く。)	2,200 円	20,000 円
	1 千万円超 1 億円以下	5,500 円	50,000 円
	1 億円超 10 億円以下	14,300 円	130,000 円
	10 億円超 50 億円以下	59,400 円	540,000 円
	50 億円超	88,000 円	800,000 円

3 これまでの改正の経緯

- (1) 琵琶湖の水源かん養や県土の保全等の森林の有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進するため、県民税条例を平成 18 年 4 月から施行した。
- (2) 県民税条例付則により施行後 5 年を目途として検討を行うこととしていたため、平成 22 年度に同条例の規定について検討を行った結果、導入時の制度を維持することとし、更に 5 年後を目途として検討するよう県民税条例付則を改正した。
- (3) 平成 22 年度の検討から 5 年後の平成 27 年度に、琵琶湖森林づくり県民税条例検討会を設置し翌年度にかけて検討を行った結果、導入時の制度を維持することとし、平成 28 年度に、

更に4年後を目途として検討するよう県民税条例付則を改正した。

- (4) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）が制定され、森林環境税・森林環境譲与税が創設されることとなり、同譲与税の国からの譲与が平成31年度から開始されることとなったため、平成30年度に、県民税は、森林経営管理法に基づく市町施策の支援等以外のものに要する経費に充当することとして、用途を明確化することとし、県民税条例本則を改正した。
- (5) 平成28年度の検討から4年を迎えるにあたり、令和元年11月15日に滋賀県税制審議会に諮問したところ、令和2年7月3日に答申があった。

4 検討結果（滋賀県税制審議会からの答申の概要（答申の全文は別添のとおり））

(1) 県民税の評価について

県民税は、基本計画に掲げる目標の達成に向けて、公益的機能の高度発揮に重点を置いた「環境を重視した森林づくり」と、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、「県民協働による森林づくり」を推進するための貴重な財源となってきた（【参考1】を参照）。

滋賀県の森林を取り巻く課題に対応し、基本計画に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、県民税は、継続することが適当。

(2) 用途について

これまで県民税を活用して取り組んできた事業は、基本計画においても概ね継続実施されることとなるため、県民税の用途については、基本的に現行の事業を継続することが適当。

その上で、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題への対応等についても、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることを前提に、県民税の充当対象とすることが適当。

また、県民税と森林環境譲与税との用途の整理については、これまでの整理（【参考2】を参照）によってこれらを使い分けていくことが適当。

(3) 課税方式について

県民税の導入以来、特に不都合は生じておらず、現行の課税方式を継続することが適当。

(4) 税率設定について

森林環境税・森林環境譲与税の創設が行われたばかりであること、また、基金累計残額の活用により、一定期間事業を維持することが可能であること（【参考3】および【参考4】を参照）などを踏まえると、現時点では、現行の税率を維持することが適当。

(5) 次回の検討時期について

県民税の検討を基本計画の見直しと同時期に行う場合、それぞれの関連性をより理解しやすくなることなどのメリットがあることから、これまでと同様、県民税の検討は、基本計画の見直しと同時期（改正条例の施行後5年を目途）に行うことが適当。

5 改正の概要

(1) 答申の主旨に合わせて、県民税について、現行制度のまま継続するとともに、基本計画の見直し時期に合わせ、5年後を目途に再度検討を行うこととします。

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

（参考 1）琵琶湖森林づくり県民税による取組および森林・林業施策の成果

琵琶湖森林づくり県民税による取組の主な実績について1に示す。

取組の成果については、県の森林・林業施策全体に関する「琵琶湖森林づくり基本計画の指標の達成度」により評価することとし、2に示す。

また、事業の成果や効果を測り、今後の取組の基礎資料とするため実施した「県民意識調査」の結果を3に示す。

1 琵琶湖森林づくり県民税を活用した事業の主な実績

琵琶湖森林づくり事業（H18～R1）14年間の主な実績（累計）を以下に示す。

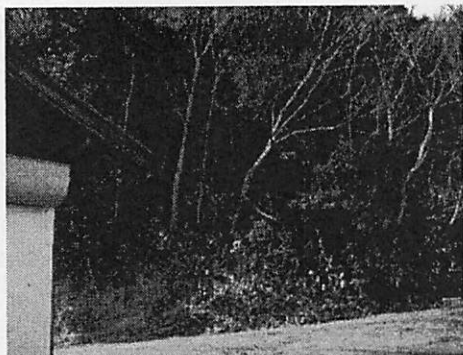
事業名	細目事業名	実績	概要
陽光差し込む健康な森林づくり事業	環境林整備事業	4,175ha	人工林整備
	農地漁場水源確保森林整備事業	3,589ha	人工林整備
次世代の森創生事業	次世代森林育成対策事業	91ha	再造林での獣害対策
森林を育む間伐材利用促進事業	地球温暖化防止対策県産材供給支援事業	258,030m ³	間伐材利用
	間伐材利用促進事業	94,888m	間伐材搬出道整備
里山リニューアル事業	里山防災・緩衝帯整備事業	1,355.4ha	里山整備
協働の森づくりに関する普及啓発	びわ湖水源のもりの日・月間普及啓発	39,332人	森づくり活動参加者
みんなの森づくり活動支援事業	ボランティアなどの森林づくり	114団体	組織された団体数
	県民参加の里山づくり事業	1,244ha	里山整備協定面積
未来へつなぐ木の良身体感事業	木の香る淡海の家推進事業	1,418戸	住宅でのびわ湖材利用
	びわ湖材利用促進事業（公共施設整備）	3,038m ³	公共施設整備におけるびわ湖材利用
森林環境学習事業	森林環境学習「やまのこ」事業	173,964人	児童数



環境林整備施工後に植生が回復
（環境林整備事業）



利用間伐の様子
（間伐材利用促進事業）



里山防災・緩衝帯整備事業
施工前および施工後



森林ボランティアによる里山整備
(県民参加の里山づくり事業)



森林環境学習「やまのこ」



びわ湖材を使用した住宅
(木の香る淡海の家推進事業)



公共施設のびわ湖材利用(建築用材、木製品)
(びわ湖材利用促進事業)

2 琵琶湖森林づくり基本計画の指標の達成度に基づく評価

琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、治山事業や造林事業、林業・木材産業振興施策等により、県土の保全や県産材の生産、利用拡大が図られた。これらと併せて県民税等を活用し、多面的機能の発揮に向け環境に配慮した森林整備や、多様な主体との協働による森林づくりを展開した。

達成率の計算方法

- ・実績が単年のもの：R1 実績値／R2 目標値
- ・実績が累計のもの：(R1 実績値－現状値)／(R2 目標値－現状値)

個々の取組みの達成率の評価

- ・A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

※ ゴシック体は県民税に関する指標

(1) 基本指標（長期目標）

長期目標（平成17年度～令和2年度：16年間）のうち現時点（令和元年度）の実績、成果

ア 環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① 民有林に占める保安林面積の割合(%)	33	38	36	60%	C
② 治山事業による保安施設整備面積(累計)(ha)	31,795	42,100	39,204	72%	B
③ 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(%)	64	90	54	60%	C
④ 下層植生衰退度3以上の森林の割合(%)	20	10	(H29)19	10%	E

- ①② 保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林の保全に貢献した。保安林指定の累計は67,010haで民有林の約36%である。
- ③ 環境林整備など現地に応じた多様な手法により森林整備を推進した。平成22年度には目標を達成していたが、人工林資源の高齢化に伴い保育を必要とする林分は減少している。また資源の充実に伴い増加する搬出間伐に対応するため、作業道開設(累計約94km)や機械化(高性能林業機械の導入累計62台)を推進し、効率的な森林施業と木材生産に取り組んだ。
- ④ 下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域がある。シカ捕獲数との関連が認められることから、今後も捕獲等に努め、長期的に改善に取り組む必要がある。

イ 県民の協働による森林づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① 協定を締結して整備する里山の箇所数(累計)	0	300	273	91%	A
② びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数(人)	1,583	13,000	7,489	58%	C

- ① 森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへの支援を行った結果、身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全活動が進められている。
- ② 県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10月のびわ湖水源のもりづくり月間を中心に、普及啓発に取り組んだ。今後、滋賀県で開催される第72回全国植樹祭を機に、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要がある。

ウ 森林資源の循環利用の促進

指標	平成20年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① 県産材の素材生産量(m3) (県独自調べ)	32,000	120,000	100,800	84%	B

- ① 県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、利用の促進に取り組んだ結果、30千m3程度であった素材生産量は、着実に増加し、約100千m3(県独自調べ)まで上昇した。引き続き目標の達成に向け、県産材の循環利用の促進に取り組む必要がある。

エ 次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① 地域の森林づくりを推進する集落数	25	100	110	110%	A
② 森林組合の低コスト施業実施面積(ha)	80	1,400	665	48%	D

- ① 集落会議等を積極的に行うことにより森林所有者等の意欲の高揚につながった。
- ② 森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600ha あまりの実績となり、増加傾向にある。

(2) 戦略プロジェクト (中期目標)

中期目標 (平成 27 年度～令和 2 年度 : 6 年間) のうち現時点 (令和元年度) の実績、成果

ア 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① 境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)(ha)	1,023	7,000	3,831	43%	D
② ニホンジカの捕獲数(頭)	14,374	19,000	15,803	83%	B
③ 生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46	75	45	61%	C

- ① 森林施業を進める上で境界明確化が重要な課題となっており、今後は森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要がある。
- ② ニホンジカの被害は、針広混交林化や再生林を進めるうえで障害となっており、捕獲について一層の推進を図る必要がある。
- ③ 箇所数は目標に達していないが、生物多様性の重要性への理解が進み、発注工事の約 9 割で生物多様性に配慮することができている。

イ 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① 琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23	35	25	17%	E
② 全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数(累計)※R1 追加	—	280	446	159%	A

- ① 琵琶湖森林づくりパートナー協定は 25 箇所締結された。今後も活動場所、受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要がある。

ウ 森林資源の循環利用促進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① びわ湖材認証を行った年間木材量(m3)	32,109	65,000	64,750	100%	A
② 木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m3)	10,012	40,000	44,009	100%	A

エ 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
① 認定森林施業プランナー数 (累計)	16	30	29	93%	A
② 乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19	17	89%	B

- ① 森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組み、着実に増加し、全森林組合で配置することができている。

③ 木育活動は多くの市町で実施されている。民間の取組も含めて活動を広げ、木を使うことへの理解を醸成する必要がある。

3 事業の今後のあり方等に関する県民意識調査について

琵琶湖森林づくり県民税や事業に対する県民等の認知度、森林づくりへの理解度や期待などを把握し、今後の県民税のあり方等について検討するためのアンケート調査を実施した。

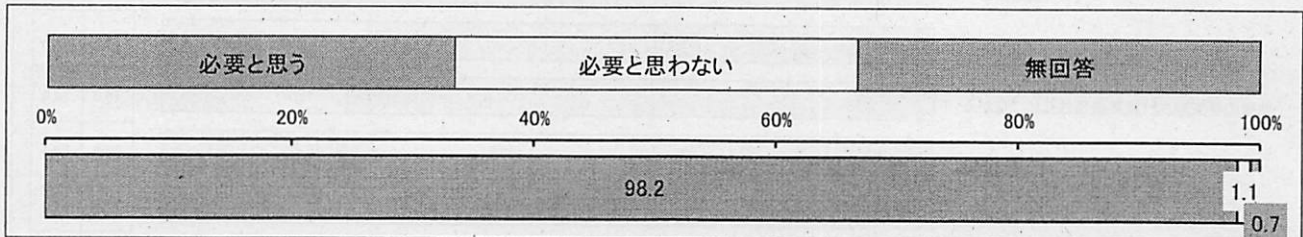
(1) 調査概要

調査地域	県内全域
調査対象	県内に住む満 18 歳以上の男女
標本規模	3,000 人
抽出方法	選挙人名簿から層化二段無作為抽出法で抽出
調査期間	令和元年 7 月～8 月
回答数	1,329 (回収率 44.6%)

(2) 結果概要

ア 健全な森林の継承について

問 森林を健全な姿で未来へ引き継ぐことについて、必要と思いますか。

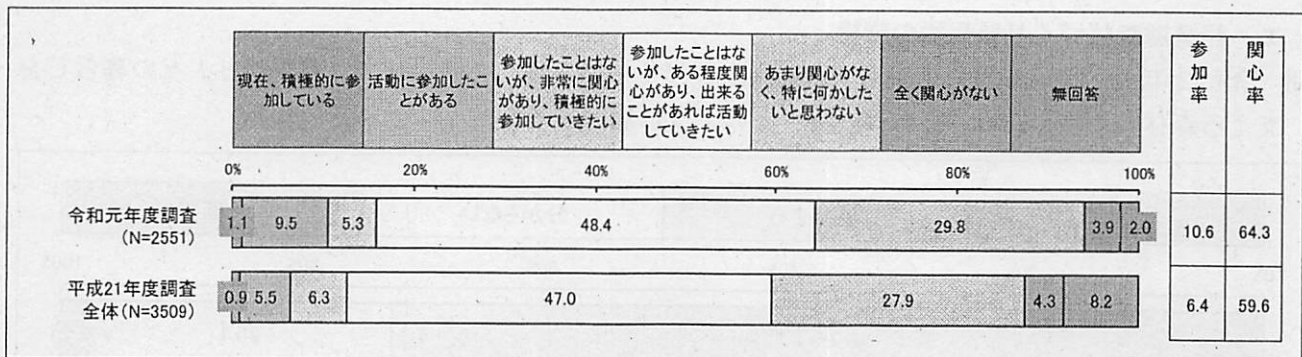


○ ほとんどの県民が必要性を認識。

イ 森林づくり活動への参加・関心

問 あなたは、森林づくり活動※にどのくらい参加または関心をお持ちですか。

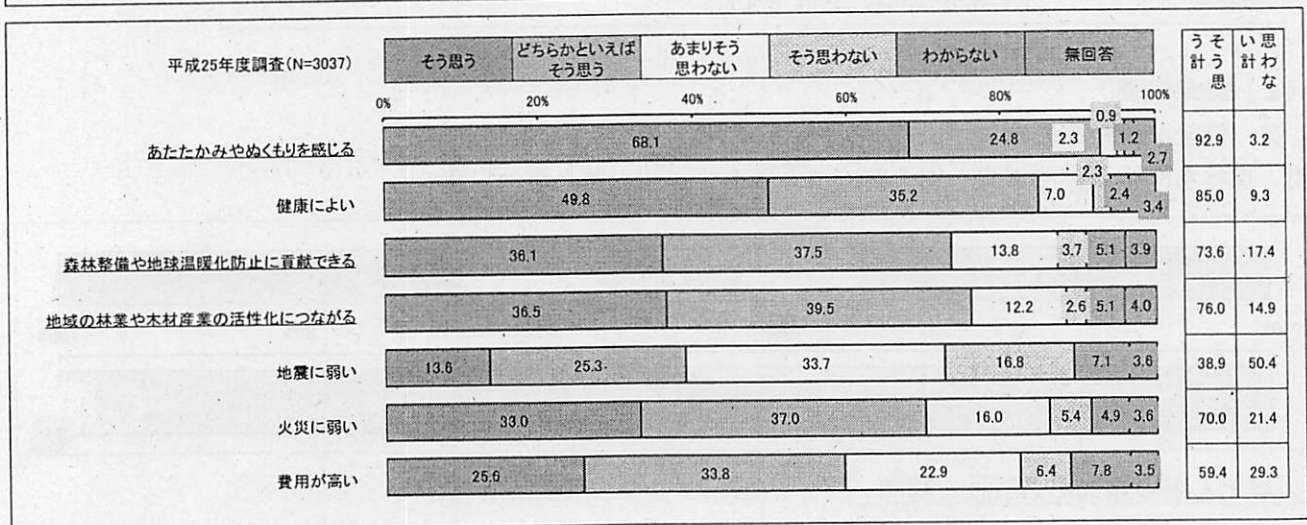
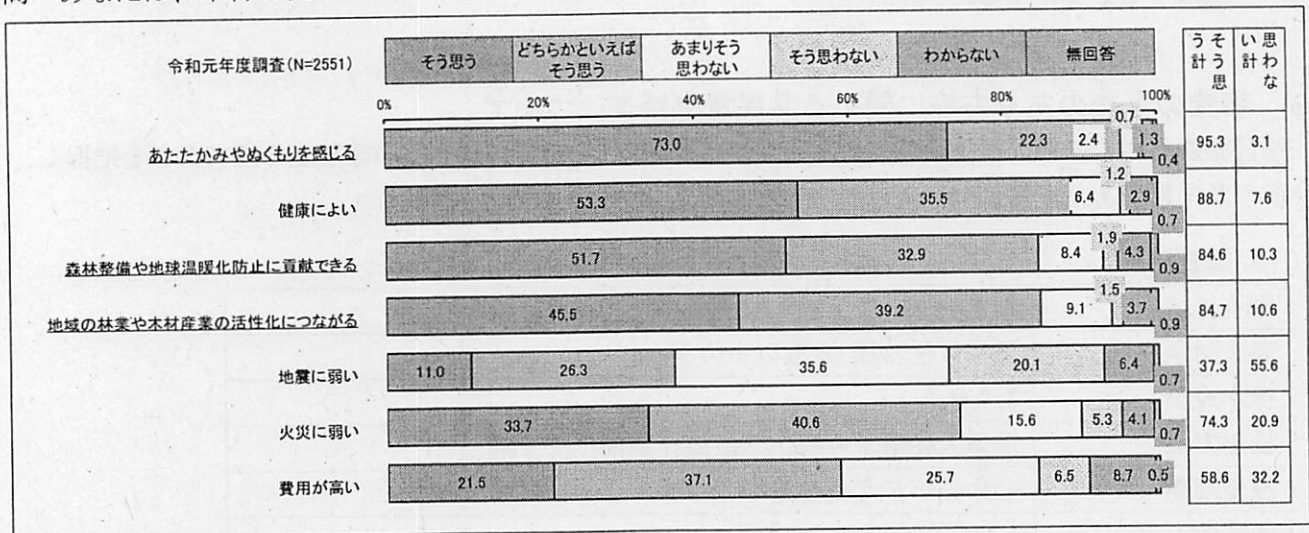
※ 森林づくり活動…植林、間伐(かんばつ) (混み合った木の間引き)、里山整備、竹林整備など



○ 前回調査(平成21年度県政世論調査)より森林づくりへの参加意識が高まっていると考えられる。

ウ 木材を使うことのイメージや効果

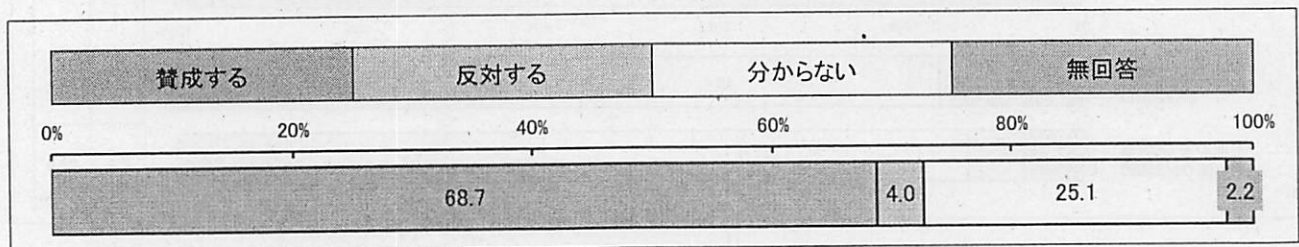
問 あなたは、木材を使うことのイメージや効果について、どのような考えをお持ちですか。



○ 前回調査（平成25年度県政世論調査）より木材を使うことのイメージ（特に「森林整備や地球温暖化防止に貢献できる」や「地域の林業や木材産業の活性化につながる」）が高まったと考えられる。

エ 琵琶湖森林づくり県民税の継続

問 令和2年度（2020年度）以降も「琵琶湖森林づくり県民税」を継続して、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりを行うことについて、どのように思いますか。

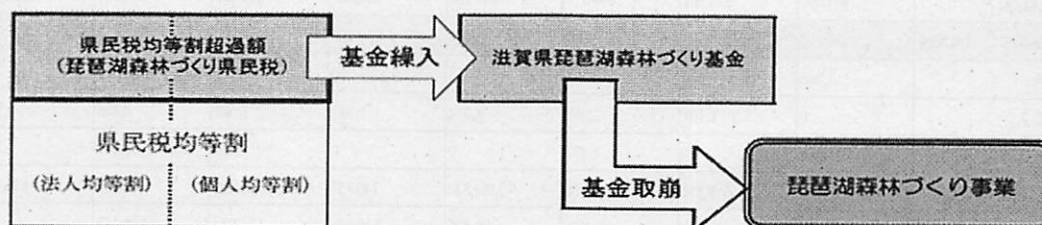


○ 約7割が賛成と回答。

(参考2) 琵琶湖森林づくり県民税の使途

税の使途を明確にする仕組みとして滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設け、次の事業の財源に充当している。

琵琶湖森林づくり県民税の流れ [イメージ図]



なお、森林環境譲与税の創設等を踏まえ、森林環境譲与税は森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策に充当し、琵琶湖森林づくり県民税はそれ以外の施策（以下の(1)～(8)）に充当することとしている。

- 環境を重視した森林づくり（琵琶湖と森林との関係を重視し、琵琶湖の水源かん養など森林の公的機能の高度発揮を目指す施策）
 - (1) 陽光差し込む健康な森林づくり事業
 - (2) 次世代の森創生事業
 - (3) 森林を育む間伐材利用促進事業
 - (4) 里山リニューアル事業

- 県民協働による森林づくり（県民が森林について理解と関心を深め、主体的に参画し協働で森林づくりを推進するという新たな仕組みで森林づくりを支えていく施策）
 - (5) 協働の森づくりの啓発事業
 - (6) みんなの森づくり活動支援事業
 - (7) 未来へつなぐ木の良さ体感事業
 - (8) 森林環境学習事業

(参考3) 琵琶湖森林づくり県民税の税収と基金の推移

(単位:千円)

	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額
琵琶湖森林づくり県民税	492,873	638,924	680,333	683,084	678,898	683,022	687,978	694,383
個人県民税均等割分	453,349	512,062	526,905	532,109	520,124	524,214	529,999	534,963
法人県民税均等割分	29,324	146,872	153,428	150,955	156,565	158,808	157,980	159,420
基金積立額 (A)	441,005	624,291	679,317	648,828	638,363	650,407	661,354	650,824
琵琶湖森林づくり県民税	438,800	622,100	676,800	646,100	636,700	648,900	657,500	649,200
寄附金	2,205	1,000	0	694	50	0	0	300
財産収入	0	1,191	2,386	2,034	1,613	1,507	1,435	966
贈収入	0	0	1,331	0	0	0	2,419	358
琵琶湖森林づくり事業費	350,941	519,975	669,285	702,830	740,431	733,650	843,085	834,432
国費充当	0	0	82,075	96,870	146,392	134,974	118,175	165,136
基金充当 (B)	350,941	519,975	587,210	605,960	594,039	598,676	724,910	669,296
基金残額 (A)-(B)	90,064	104,316	92,107	42,868	44,324	51,731	▲ 63,556	▲ 18,472
(累計)(5月末残高)	90,064	194,380	286,487	329,355	373,679	425,410	361,854	343,382
基金利用率 (B)/(A)	79.8	83.3	86.4	93.4	93.1	92.0	109.6	102.8
琵琶湖森林づくり県民税利用率	80.0	83.6	86.9	93.8	93.3	92.3	110.3	103.1

	平成26年度 決算額	平成27年度 決算額	平成28年度 決算額	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	累計
琵琶湖森林づくり県民税	696,402	688,196	711,804	718,603	728,100	753,938	9,542,013
個人県民税均等割分	535,987	537,695	546,048	553,608	561,100	570,364	7,438,527
法人県民税均等割分	160,415	160,501	165,756	165,895	168,000	169,567	2,103,486
基金積立額 (A)	663,919	655,910	674,776	684,715	689,018	701,717	9,084,444
琵琶湖森林づくり県民税	661,700	654,800	668,800	674,900	683,400	694,700	9,002,900
寄附金	357	300	300	350	300	350	6,206
財産収入	826	810	376	426	218	167	13,955
贈収入	1,036	0	15,600	9,039	5,100	6,500	41,383
琵琶湖森林づくり事業費	897,280	910,314	924,188	888,453	883,323	857,400	10,755,587
国費充当	177,202	186,784	204,084	183,574	180,800	170,078	1,846,144
基金充当 (B)	710,078	723,530	720,104	714,879	702,523	687,322	8,909,443
基金残額 (A)-(B)	▲ 46,159	▲ 67,820	▲ 45,328	▲ 30,164	▲ 13,505	14,395	155,001
(累計)(5月末残高)	297,223	229,603	184,275	154,111	140,606	155,001	
基金利用率 (B)/(A)	107	110.3	106.7	104.4	102.0	97.9	98.3
琵琶湖森林づくり県民税利用率	107.3	110.5	109.4	105.9	102.8	98.9	99.0

注1 基金積立額は、収納額から賦課徴収に要する費用を控除した額。

注2 基金積立額における琵琶湖森林づくり県民税分は、税収入確定前に見込み金額により積み立てることとなるため同額にはならない。

(参考4) 基金残高の推移試算

(単位：千円)

	令和元年度 (決算)	令和2年度 見込額	令和3年度 見込額	令和4年度 見込額	令和5年度 見込額	令和6年度 見込額	令和7年度 見込額
基金積立額(A)	701,717	702,552	708,287	709,340	710,394	711,448	712,502
県民税	694,700	702,200	707,887	708,940	709,994	711,048	712,102
その他	7,017	352	400	400	400	400	400
総事業費	857,400	938,266	908,500	908,500	908,500	908,500	908,500
基金充当額(B)	687,322	756,236	723,500	723,500	723,500	723,500	723,500
国費等充当額	170,078	182,030	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
基金充当不足額 (A)-(B)	14,395	▲ 53,684	▲ 15,213	▲ 14,160	▲ 13,106	▲ 12,052	▲ 10,998
基金累積残額 (▲: 充当不足累計)	155,001	101,317	86,104	71,944	58,838	46,786	35,788

注1 令和3年度以降の総事業費は、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)における事業目標量を達成するために単年度で必要な事業費。

注2 基金積立額の「その他」は、寄附金、基金運用益、諸収入の計とし、令和2年度当初予算と同程度と見込む。

別添

滋 税 審 第 4 号
令和2年(2020年)7月3日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹

琵琶湖森林づくり県民税について (答申)

令和元年11月15日付け滋税第492号で当審議会に諮問された琵琶湖森林づくり県民税について、下記のとおり答申します。

記

1 琵琶湖森林づくり県民税の評価について

琵琶湖森林づくり県民税(以下「県民税」という。)は、琵琶湖森林づくり基本計画(以下「基本計画」という。)に掲げる目標の達成に向けて、森林と琵琶湖との関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた「環境を重視した森林づくり」と、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、「県民協働による森林づくり」を推進するための貴重な財源となってきた。

現行の第1期基本計画の計画期間は令和2年度までとなっているが、第1期基本計画の成果とその評価、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、令和3年度から10年間の森林・林業に関する具体的な方向性を示す第2期基本計画が策定されることとなっている。

滋賀県の森林を取り巻く課題に対応し、第2期基本計画に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、県民税は継続することが適当である。

2 用途について

(1) 用途の基本的な考え方について

これまで県民税を活用して取り組んできた事業は、第2期基本計画においても概ね継続実施されることとなる。したがって、県民税の用途については、基本的に現行の事業を継続することが適当である。

その上で、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の

増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題への対応、滋賀県森林審議会から意見のあった造林公社が管理する採算が取れない分収林の環境林化についても、県民税を導入した際の哲学を踏まえ、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることを前提に、県民税の充当対象とすることが適当である。

(2) 琵琶湖森林づくり県民税と森林環境譲与税との使途の整理について

森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）の譲与が令和元年度から開始されることから、滋賀県は、平成31年3月に条例改正を行い、県民税と譲与税の使途について、譲与税は創設経緯を踏まえ森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく施策に充当し、県民税は譲与税と使途が重複しないよう、森林経営管理法に基づく施策以外の県独自の施策に充当するものと整理している。

また、県は広域的な施策を行い、市町は住民に近く地域の実情を踏まえた施策を行うという考えのもと、市町を支援する事業を中心に県民税を充当する事業（以下「県民税事業」という。）を見直し、県民税事業から廃止した事業は、市町が地域の実情に応じて譲与税を活用して実施するものとする「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針」を策定している。

この考え方は、効果性および効率性の観点から合理的であり、今後もこの整理によって県民税と譲与税を使い分けていくことが適当である。その際、県民税ならびに滋賀県および市町の譲与税が、県全体として最も効果的かつ効率的に活用されるよう、滋賀県森林整備協議会の場を活用することなどにより、県と市町間で適切に調整を行うことが必要である。

なお、上記のとおり、県民税と譲与税の使途については、原則的に重複しないことが望ましいが、重大かつ緊急に対応すべき課題が顕在化した場合など、相応の公益性および必要性が認められる場合には、県民税と譲与税を併せて活用することも検討すべきである。

3 課税方式について

県民税では、県民に広く負担を求める点で公平であること、低所得者への配慮が可能であること、徴税コストが安価であることを理由に「住民税均等割超過課税方式」を採用するとともに、同方式のデメリットである税収とその使途が不明確である点を解消するため、「基金積立方式」を採用している。

県民税の導入以来、特に不都合は生じておらず、現行の課税方式を継続することが適当である。

4 税率設定について

(1) 現行の税率について

県民税の現行の税率は、個人は年 800 円、法人は法人県民税均等割の 11% 相当額となっている。これは、県民税の導入検討時において、県民税を充当する「環境を重視した森林づくり」および「県民協働による森林づくり」の実施に要する単年度の標準的な事業費が 6 億円程度と見込まれたことから、同程度の税収規模となるよう設定されたものである。

県民税の税収は、導入時の想定を上回る年 7 億円程度で推移しているが、県民税事業の事業費も想定を上回る水準で推移しており、平成 24 年度以降は、県民税事業の事業費が基金への積立額を上回る状況が続いている。

(2) 今後の税率について

第 2 期基本計画の目標事業量等を基に試算した計画期間中に必要となる県民税事業の単年度当たり事業費は、7.2 億円程度と見込まれる。

一方、現行の税率を維持した場合の今後の税収は年 7.5 億円程度、税収から賦課徴収に要する費用を控除した基金積立額は年 7.1 億円程度と見込まれる。

県民税事業の事業費と基金積立額を均衡させるためには、税率を引き上げる必要があるが、森林経営管理法の施行および森林環境税・譲与税の創設という森林整備に係る大きな制度改正が行われたばかりであること、また、基金累計残額の活用により、一定期間事業を維持することが可能であることなどを踏まえると、現時点では、現行の税率を維持することが適当である。

5 次回の見直しの検討時期について

これまで、県民税の見直しの検討は、基本計画における 5 年ごとの実施計画である戦略プロジェクトの見直し時期に合わせて実施されてきた。

第 2 期基本計画の計画期間は 10 年間となっているが、滋賀県の森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から 5 年を目途に見直しを行うことが予定されている。

県民税の見直しの検討を基本計画の見直しと同時期に行う場合、滋賀県森林審議会の考えと滋賀県税制審議会の考えが異なった場合にその調整が行いやすいこと、県民の立場から、基本計画の見直しと県民税の見直しの検討について同時に知ることができるため、それぞれの関連性をより理解しやすくなることなどのメリットがあることから、これまでと同様、県民税の見直しの検討は、基本計画の見直しと同時期に行うことが適当である。

ただし、社会経済情勢の変化や基金の状況によっては、県民税の見直しの検討時期を基本計画よりも前倒しすることも視野に入れるべきである。

6 県民税事業の実施における課題について

(1) 琵琶湖森林づくり県民税の認知度の向上について

令和元年に滋賀県が実施した県民アンケートによると、県民税が徴収されていることを知っている県民は16.6%、「環境を重視した森林づくり」および「県民協働による森林づくり」を実施していることを知っている県民は18.6%と、いずれも低い水準にとどまっているなど、県民税の認知度の低さは、創設以来の課題となっている。

県民税は、実質的には目的税であり、県民にこれを負担している意識が欠如していると、施策の効果性および効率性を阻害する要因となる。

そのため、基本構想や基本計画など、滋賀県の目指す森林のあり方を県民と共有するとともに、県民税の認知度の向上を図ることが必要である。

(2) 市町への支援について

滋賀県は、譲与税を活用して、市町で不足する専門人材の育成を行っているが、市町の体制整備が整うまでの間については、滋賀もりづくりアカデミー等において、実務面の支援も行うことが適当である。

また、森林面積や人口が少ない市町においては、譲与税が、金額が僅少であることなどを理由に基金に積み立てられている状況であるが、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、市町にその趣旨を説明し早期の活用を促すとともに、そのために必要な助言等の支援を行うことが適当である。

(3) 森林経営管理制度の推進について

県民税は、森林の持つ公益的機能が広く県民全体に及ぶことに鑑み創設されたものであるが、森林経営管理法に規定されているように、森林を経営管理する責務は、一次的には森林所有者が負うものである。

譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を推進することにより、意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を集約していくことで、県民税事業の効果的かつ効率的な実施に繋げていくことが必要である。

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）付則第6項の規定に基づき、同条例の規定について検討を行った結果、本県の森林を取り巻く課題に対応し、琵琶湖森林づくり基本計画に掲げる目標を達成するためには、引き続き財源の確保が必要であることから、同条例は現行制度のまま継続するとともに、同基本計画の次回の見直し時期と同時期となる5年後を目途に再度検討を行うこととするため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) この条例の施行後5年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

琵琶湖森林づくり県民税条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略 (検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第59号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略 (検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第 号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>

